

松林工業薬品株式会社

行動計画期間：令和2年6月1日～令和6年8月31日

労働者数：55人

主な取組：

●育児・介護休業法に関する制度の周知を図る。

令和2年8月19日に管理職研修を実施し、さらに相談窓口を設置した。

また、法に基づく諸制度の調査及び資料の作成を行い、従業員に資料を配布した。

●ノー残業デーの周知・徹底。

令和2年9月より月2回、令和4年9月より月3回、令和6年8月より月4回実施徹底した。

●年次有給休暇の取得促進。

有給休暇付与日より5日を取得できていない従業員に対し、有給休暇の取得状況・取得促進を促すメールを毎月送信。

会社の夏季休暇と併せての有給休暇取得を促すメールを従業員に送付。

令和6年4月より時間単位の年次有給休暇制度を導入。

